

認定医制度細則

第一章 総則

適用

第1条 一般社団法人日本足の外科学会（以下本学会という）は、本学会の認定医制度に関する規則について定款第4条に規定することの他にこの細則を定める。

名称

第2条 定款第4条に定める認定医の名称は、一般社団法人日本足の外科学会認定足の外科認定医（以下認定医という）と称し、英文では Approved Foot and Ankle Surgeon certificated by the Japanese Society for Surgery of the Foot. (略称：AFAS-JSSF)と表示する。

目的

第3条 本学会認定医制度は、足の外科の進歩発展を図ると共に、高度な専門的知識と技術を修得した認定医を育成し、学会が認定医を担保することにより、国民医療の向上に貢献することを目的とする。

第二章 委員会

委員会の設置

第4条 1. この制度の運営のため、運営上必要な認定医委員会を設置する。
2. 理事長は理事会の議を経て、委員会の設置及び廃止をすることが出来る。

第三章 認定医の認定

認定医申請資格

第5条 認定医の認定を申請する者（以下申請者という）は、次の各号に定めるすべての資格条件を具備していなければならない。
1. 学会会員：申請時において5年以上引き続き本学会の正会員である。
2. 公益社団法人日本整形外科学会認定（または一般社団法人日本専門医機構認定）整形外科専門医である。

3. 発表・論文：足部・足関節に関する発表が主演者もしくは指導者として3演題以上あり、足部、足関節に関する論文（総説含む）、著書が主著者もしくは指導者として2編以上あること。申請時に、複写や別刷りの提出を行うこと。
4. 受講証明：下記のいずれかの証明書を有すること。
 - ・ 入会后 10 年未満の場合：申請年から直近 5 年で、日本足の外科学会教育研修会の講義を受講している（受講証明書を申請時に提出する）。
 - ・ 入会后 10 年以上の場合：申請時から直近 5 年で、日本足の外科学会教育研修会の講義を受講している（受講証明書を申請時に提出する）。もしくは申請時から直近 5 年で、日本整形外科学会学術総会か日本足の外科学会学術集会に最低 1 回は参加している（申請時に参加証明書の複写を提出する）。
 - ・ 受講・参加証明書を紛失している場合は、認定医制度開始から 3 年間は提出を免除とする。
5. 経験症例：以下に定める症例の経験を有すること（症例一覧表の提出を要する）。10 症例を様式 1-2 にしたがって提出する。認定医申請対象の外傷・疾患は別紙 2 を参照すること。その中で外傷と疾患の症例、さらに保存療法と手術療法の症例がバランスよく含まれていることが望ましいが、手術に直接携わっていない医師の場合はその限りではない。アキレス腱断裂、靭帯損傷などは、申請者自身が外傷かスポーツ傷害かを決定して提出できることとする。また、開業医においては、自身が診察を行い、専門機関に紹介を行った場合は、それぞれの専門機関からの経過報告を参考にして簡潔に記載し、症例申請を行うこともできる。
また、10 症例(様式 1-2)とは別に経験症例 100 症例を様式 1-3 にしたがって簡潔に一覧にして提出する。

認定医申請及び資格審査

- 第 6 条
1. 審査は毎年 1 回行う。理事長は 3 か月前までに、申請受付期間を公示するものとする。
 2. 申請者は次の各号に定められる書類及び審査料（書類審査料 10,000 円）を添えて、定められた期日までに認定医委員会に提出する。なお一旦提出した審査料は理由の如何に関わらず返還しない
 - (1) 認定医認定申請書（別紙 1 様式 1-1）
 - (2) 病歴要約提出記録（別紙 1 様式 1-2）
 - (3) 病歴要約提出記録（簡単）（別紙 1 様式 1-3）
 3. 申請書・業績目録等の提出書類の書式は認定医委員会が作成し、理事会の承認を得て定める。

4. 資格審査は認定医委員会が行う。認定医委員会は審査の結果を申請者に通知するものとする。

認定医の認定及び登録

- 第7条 1. 理事長は、認定医委員会の合否判定に基づき認定医として適格と認められた者に対して、理事会の議を経て認定し、認定医資格決定通知を交付する。
2. 事務局に認定医登録簿を置き、必要な事項を記載する。
 3. 認定医資格決定を受けた者で、登録料 10,000 円を納付した者に対して、本学会の認定医として登録し、認定医認定証を交付する。
 4. 資格決定通知発送後 1 年以内に登録手続きを完了しない者は、資格決定は失効する。

第四章 認定医の資格更新

認定医の資格更新

- 第8条 認定医の資格は資格取得後 5 年ごとに行われる認定医資格の更新に関する審査（以下更新審査という）により適格と判定された場合に更新される。

認定医更新申請資格

- 第9条 認定医資格の更新を申請する者（以下更新申請者という）は、申請時において次の各号に定めるすべての資格条件を具備していなければならない。

1. 取得単位：直近の認定医期間（5 年間）中に日本整形外科学会認定の膝・足分野の教育研修講演 10 単位を受講している。日本整形外科学会の分野取得状況の複写を提出する。
もしくは以下の単位で振り替えることができる。国際学会（AAOS：米国整形外科学会議、AOFAS：米国外科学会議、EFAS：ヨーロッパ足の外科学会議、IFFAS：国際足の外科学会議、AFFAS：アジア足の外科学会議、ISAKOS：国際関節鏡・膝関節・整形外科スポーツ医学会議など）の講演で足部・足関節に関連するものを含む場合は講演内容がわかるもの、もしくは受講証明書（複写）を申請時に提出する。国際学会における受講は 1 受講講演あたり 2 単位とする。国際学会の受講費の領収書もしくは学会参加証の複写も提出する。また日本足の外科学会学術集会への参加は受講単位 2 単位とする。申請時に参加証明書（複写）を提出する。その他、理事会が認めた記念式典や講演会などの出席に単位を付与する。
2. 学会参加：直近の認定医期間（5 年間）中に日本足の外科学会学術集会に 2 回以上参加している。申請時に参加証明書（複写）を提出する。
3. 学会活動：次の(1). (2). (3). のいずれかに該当している。直近の認定医期間（5 年間）中に、
 - (1) 足部・足関節に関する発表が主演者もしくは共同演者として 1 演題以上ある。学会、研修会などでの講演も含む。抄録の複写を申請時に提出する。

(2)足部、足関節に関する論文（総説含む）、著書が主著者もしくは共著者として1編以上ある。複写や別刷りを申請時に提出する。

(3)日本足の外科学会学術集会において座長を1回以上努めている、または足の外科に関する研究会・講演会に1回以上参加している。更新申請時に抄録やプログラム、参加証または参加費の領収書の複写を提出する。WEB参加の場合は、参加を証明できる書類を提出する。なお、参加した研究会・講演会の内容については認定医委員会にて審査を行う。

4. 経験症例：別紙2を参考に経験症例50例を様式2-2にしたがって簡潔に一覧にして提出する。

認定医更新申請及び更新審査

- 第10条
1. 更新審査は毎年1回行う。理事長は3か月前までに、申請受付期間を公示するものとする。
 2. 申請者は次の各号に定められる書類及び審査料（書類審査料10,000円）を添えて、定められた期日までに認定医委員会に提出する。なお一旦提出した審査料は理由の如何に関わらず返還しない
 - (1) 認定医資格継続申請書（別紙1 様式2-1）
 - (2) 病歴要約提出記録（簡単）（別紙1 様式2-2）
 3. 申請書・業績目録等の提出書類の書式は認定医委員会が作成し、理事会の承認を得て定める。
 4. 更新審査は認定医委員会が行う。
 5. 疾病、不慮の事故、長期海外出張（留学を含む）、出産・育児など、やむを得ない事情により更新審査の申請ができない場合は、理事長に更新審査の猶予を申請することが出来る。猶予の申請は認定医委員会で審査し判定する。猶予の期間は原則1年間とするが、留学の場合は事情を勘案し猶予期間を延長し、出産・育児の場合は原則2年間の猶予期間とする
 6. 前項により更新審査を猶予された場合、第8条の規定にかかわらず、更新時に認められる認定期間とは5年に猶予期間を加えたものとする。

認定医の更新認定及び登録

- 第11条
1. 理事長は、認定医委員会の審査結果に基づき更新が適当と認められた者に対して、理事会の議を経て認定し、認定医資格決定通知を交付する。
 2. 事務局に認定医登録簿を置き、必要な事項を記載する。
 3. 認定医資格決定を受けた者に対して、本学会の認定医として登録し、認定医認定証を交付する。
 4. 資格決定通知発送後1年以内に登録手続きを完了しない場合は、資格決定は失効する。

第五章 認定医の資格喪失

認定医資格の喪失と再認定

第 12 条 1. 認定医が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、認定医委員会及び理事会の議を経てその資格を喪失する。

- (1) 認定医としての資格を辞退した場合
- (2) 定款第 12 条の規定により、本学会会員としての資格を喪失した場合
- (3) 認定医としてふさわしくない行為があった場合
- (4) 第 9 条に定める認定医資格の更新条件を満たさない場合

2. 資格喪失者は登録簿から削除される。また、認定証は速やかに返還するものとする。
3. 資格喪失者の認定医再認定については、資格喪失日から 2 年以内に新たに認定医資格審査を受けなければならない。

附則

この細則は、令和 4 年 6 月 1 日より施行する。

附則

この改正細則は、令和 5 年 10 月 25 日より施行する。

附則

この改正細則は、令和 6 年 11 月 6 日より施行する。

別紙1 申請書類内容

1. 認定医申請資料

様式 1-1 認定医認定申請書

様式 1-2 病歴要約提出記録：様式を随時コピーして、10 症例分提出のこと

様式 1-3 病歴要約提出記録（簡単）

2. 認定医更新申請資料

様式 2-1 認定医資格継続申請書

様式 2-2 病歴要約提出記録（簡単）

別紙2 認定医申請の外傷・疾患

【I. 急性の外傷】

足関節果部骨折
脛骨天蓋骨折
距骨骨折
踵骨骨折
舟状骨骨折、立方骨骨折、楔状骨骨折
中足骨骨折
趾骨骨折
距骨下関節脱臼（骨折）
ショパール関節脱臼（骨折）
リスフラン関節脱臼（骨折）
MTP 関節脱臼（骨折）
Turf toe, plantar plate 損傷など
神経血管損傷など

【II. スポーツ傷害】

アキレス腱断裂
足関節外側靭帯損傷（陳旧例含む）
前脛腓靭帯損傷（陳旧例含む）
足関節内側靭帯（三角靭帯）損傷（陳旧例含む）
リスフラン靭帯損傷（陳旧例含む）
腓骨筋腱脱臼
舟状骨疲労骨折、足関節内果疲労骨折、中足骨疲労骨折（Jones 骨折含む）
足関節インピンジメント症候群
後方（三角骨症候群など）、前方（骨性、軟部）・前外側（Bassett 靭帯など）
後内側インピンジメント（三角靭帯・裂離骨片など）
骨軟骨障害（距骨滑車・天蓋部・距骨下関節・中足骨頭など）
関節内遊離体
副骨・過剰骨障害
種子骨障害
急性・慢性の筋・腱損傷

【III. 先天性・変性疾患・慢性障害など】

足根骨癒合症
先天性内反足、先天性扁平足、多趾、合趾
骨端症（第1 ケーラー病、フライバーグ病、イズリン病、シーバー病など）
アキレス腱症、アキレス腱付着部症、腓骨筋腱障害（断裂含む）
滑膜切除（関節鏡下、直視下）の対象となる疾患
非特異的滑膜炎、色素性絨毛結節性滑膜炎、後脛骨筋腱腱鞘炎など
扁平足障害
成人期扁平足、後脛骨筋腱機能不全症、腓骨筋痙攣性扁平足など
足底腱膜炎
変形性関節症
関節リュウマチ
外反母趾・内反小趾・交差趾
強剛母趾
麻痺性足部疾患・変形（内反尖足・踵足・外反扁平足など）
外傷後変形治癒（陳旧性関節脱臼も含む）
糖尿病性足部障害
絞扼性神経障害
足根管症候群、前足根管症候群、Morton 神経腫など
骨・軟部腫瘍

など